

神戸学院大学競争的資金等取扱規程の概要（2016.2.25 改訂）

目的：（第1条） 本学における競争的資金等の取扱いに関して、適正な運営及び管理並びにそれらに関するコンプライアンス教育（以下「コンプライアンス教育」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

「競争的資金等」とは、（第3条第1項）

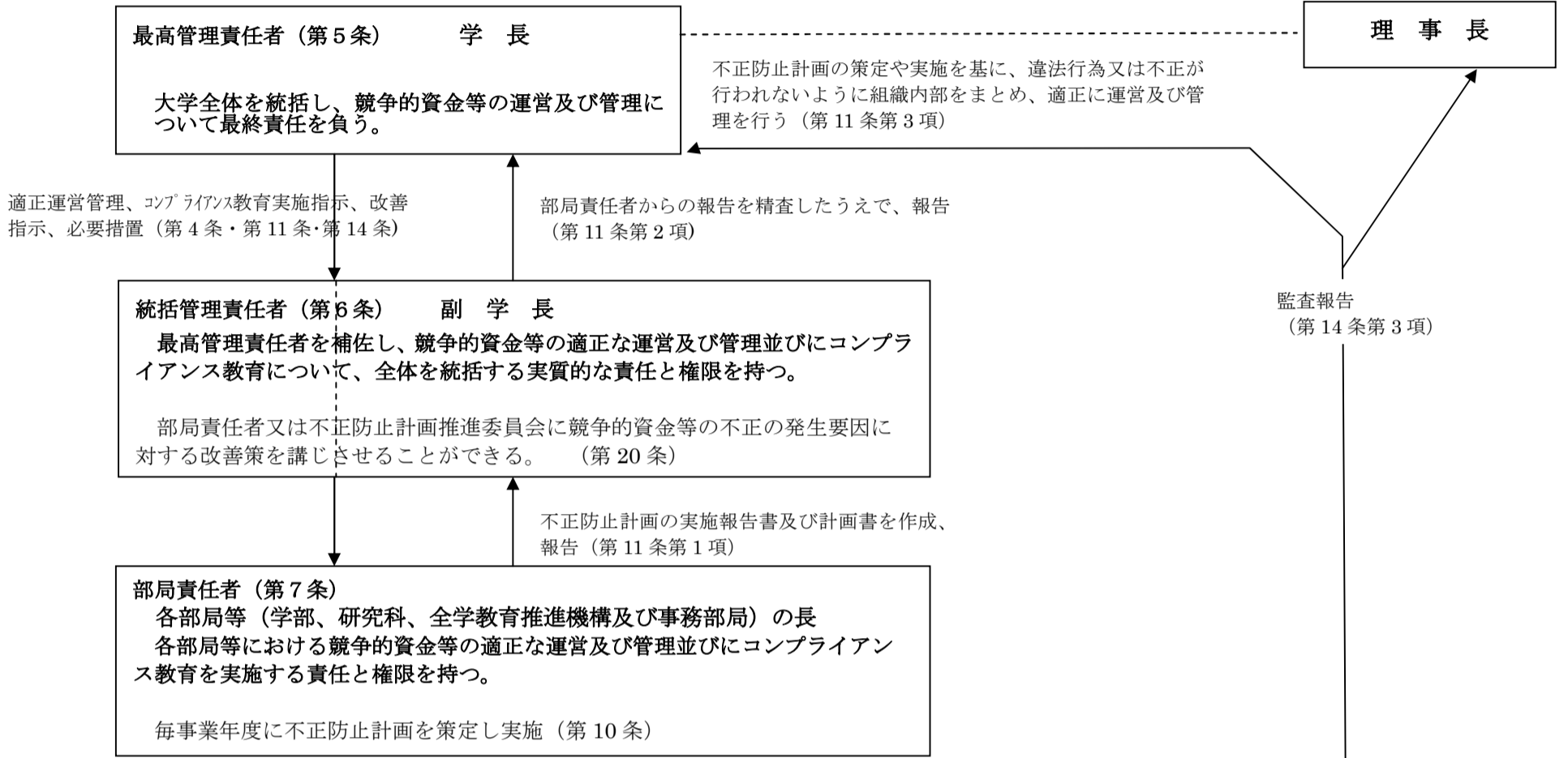
国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及びそれらが配分された学外の機関とのそれらを原資とした受託研究又は共同研究により本学に受け入れた資金

「不正」とは、（第3条第2項）

故意又は重大な過失により競争的資金等の適正な運営及び管理に関する関係法令、本学に競争的資金等を配分する機関（以下「配分機関」という。）の定める規定等又は本学の諸規程に違反して、競争的資金等を使用すること

「教職員等」とは、（第3条第4項）

本学の教職員その他本学内において競争的資金等の運営及び管理に関わるすべての者（常勤・非常勤の別及び雇用契約の有無を問わない。）



本学の競争的資金等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証し、不正防止計画を推進する組織を設置

不正防止計画推進委員会 (第12条)
競争的資金等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証し、不正防止計画を推進する組織として設置する。

業務

- 競争的資金等の運営・管理並びに部局におけるコンプライアンス教育の実施状況に係る実態の把握・検証に関すること。
- 不正防止計画の実施状況の把握・検証及び改善に関すること。
- 関係部局等と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- 行動規範の策定等に関すること。
- その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

組織

- 統括管理責任者 (2) 事務局長 (3) 研究支援センター所長
- 各学部及び全学教育推進機構から各1名
- 総務部長、財務部長及び研究支援センター事務部長
- 最高管理責任者が指名する職員 若干名

連携協力 (第14条第2項)

本学の競争的資金等の運営・管理の監査及び部局におけるコンプライアンス教育の取り組み状況の監査並びにモニタリング体制の検証

内部監査体制(第14条)
競争的資金等の運営及び管理のため次の各号に掲げる業務を行う。

業務

- 競争的資金等の運営・管理及び部局におけるコンプライアンス教育の取り組み状況に係る監査に関すること。
- 競争的資金等の運営・管理体制及びそのモニタリング体制の検証に関すること。

検収確認業務窓口 (第15条)

物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、次の検収確認業務窓口を置く。

- 研究支援グループ
- 経理事務グループ
- 図書館事務グループ

相談窓口 (第16条)

競争的資金等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため、次の相談窓口を置く。

- 研究支援グループ
- 経理事務グループ

通報窓口 (第17条)

競争的資金等の不正に関する通報に適切に対応するため、次の通報窓口を置く。

- 職員 部局等内及び内部監査室
- 学生 KPC 学生支援グループ 及び KAC 学生支援グループ
- 学外者 総務事務グループ

(通報があった場合の報告)
通報窓口の長 → 統括管理責任者 → 最高管理責任者

教職員等の責務 (第9条)

- 関係法令、本学の諸規程その他の規範を遵守し、高い倫理性を保持し、清廉性をもって、行うよう努めなければならない。
- 不正防止計画に沿い、不正防止に自ら取り組まなければならない。
- コンプライアンス教育を受けるとともに、前2項に定める事項を約するため、誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
- 競争的資金等の不正に係る調査に協力しなければならない。

不正の疑いがあったとき(第19条)

- 内部監査室による監査(第14条)又は通報窓口への通報 (第17条)
- 配分機関もしくは文部科学省等の外部機関による指摘、報道、本人からの申し出又はその他最高管理責任者が調査を必要と認める事由がある場合

不正に係る調査の開始

予備調査

本調査

↓ 不正があったと認められたとき

調査結果の公表 (第25条)

※ 調査に関し必要な事項については「神戸学院大学における競争的資金等の不正に係る調査等に関する要項」に定める。